

9602 税関官署の開庁時間について

1. 税関官署の開庁時間について

平成20年4月より、各税関長が「税関官署の開庁時間」を定め、ホームページ等で公表しております。

この税関官署の開庁時間内においては、事前の届出を行うことなく、税関手続きを行うことができます。

税関官署の開庁時間は、多くの税関官署において、平日の午前8時30分から午後5時15分（又は午後5時45分）までとなっておりますが、成田空港のように24時間365日を税関官署の開庁時間として定めている税関官署もごございますので、詳しくは、各税関HP又は各税関にお問い合わせ下さい。

2. 税関官署の開庁時間以外の時間帯に税関手続きを行う場合

税関官署の開庁時間以外の時間帯に税関手続きを行う場合には、この税関官署の開庁時間内に「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（税関様式C-8000）を2通提出して頂くことにより行うことができます。

平成20年4月1日より、時間外に税関手続きを行う場合に必要であった、臨時開庁手数料は廃止されております。

お問い合わせ先は、コード番号（[1116 税関の住所・電話番号・FAX（各庁舎案内図）](#)）又は（[9301 税関相談官制度について](#)）を参照してください

[通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱いについて](#)